［3・4　略］

［注１～26　略］

別表第二号の三第３　特定船舶局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。以下この別表において同じ。）、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第４条、第12条関係）

［（表面）略］

［3・4　同左］

［注１～26　同左］

別表第二号の三第３　［同左］

［（表面）同左］